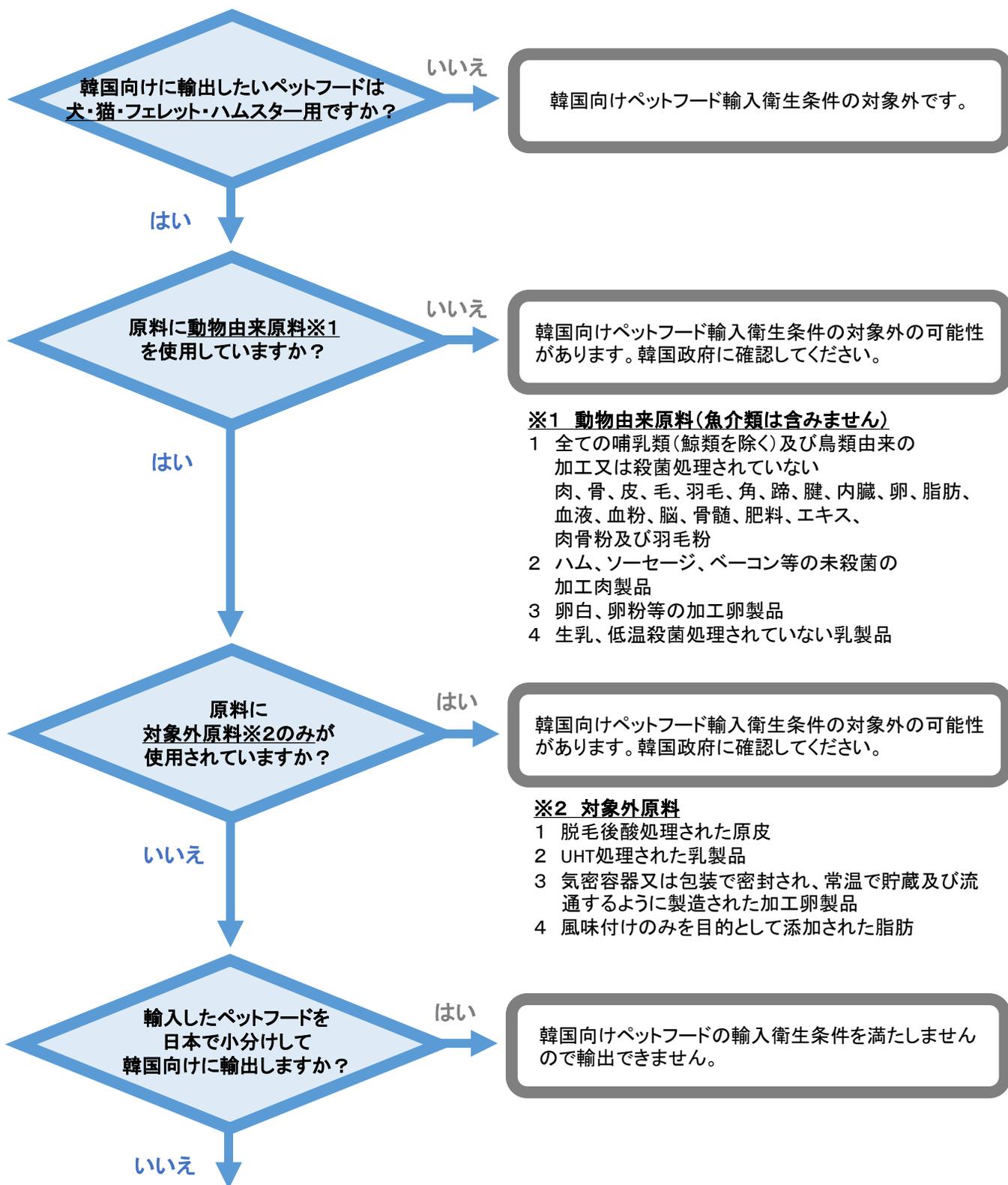


# 韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象確認用フローチャート



**※1 動物由来原料(魚介類は含みません)**

- 1 全ての哺乳類(鯨類を除く)及び鳥類由来の加工又は殺菌処理されていない肉、骨、皮、毛、羽毛、角、蹄、腱、内臓、卵、脂肪、血液、血粉、脳、骨髄、肥料、エキス、肉骨粉及び羽毛粉
- 2 ハム、ソーセージ、ベーコン等の未殺菌の加工肉製品
- 3 卵白、卵粉等の加工卵製品
- 4 生乳、低温殺菌処理されていない乳製品

**※2 対象外原料**

- 1 脱毛後酸処理された原皮
- 2 UHT処理された乳製品
- 3 気密容器又は包装で密封され、常温で貯蔵及び流通するように製造された加工卵製品
- 4 風味付けのみを目的として添加された脂肪

韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象です。  
輸出を希望する製造施設は、ホームページの案内を最後までご一読の上、手続きを行ってください。